

第3章 計画の実現化方策

1 住民・事業者・行政の協働によるまちづくり

まちづくりの主人公はそこに暮らす住民です。愛着と誇りを持てるまちの実現には、住民の「島本町をより良いまちにしていきたい」という意識のもと、住民自らがまちへの関心を高めつつ、まちづくりに取り組んでいく必要があります。

このため、島本町のまちづくりは、住民や事業者が主体となり行政が支援するものも含め、住民、事業者、行政のそれぞれの適切な役割分担と連携のもと、協働で進めていきます。

「協働によるまちづくり」における住民、事業者、行政の役割は以下のとおりです。

主体	役割
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここで言う住民とは、本町に居住する人のほか、本町に通勤・通学する人も含みます。 ・ 住民は、まちづくりの主役として、地域やまちづくりに関する知識を身につけ、まちづくりへの理解を深めます。 ・ まちづくりに関するアンケートやセミナー、ワークショップなどが実施された場合は、積極的に参加し、まちづくりに対する意識、意向を示し、提案などを行います。 ・ 地域活動にも関心を持つとともに積極的に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者とは、民間企業のほか、NPO や大学など、まちづくりに関わる団体を指します。 ・ 事業活動などを通して地域産業・経済の高揚に貢献するとともに、地域社会を構成する一員としてまちづくりに対する理解を深め、地域社会との調和を図りながら、公益的な活動に参加・協力します。 ・ 開発事業などを行う場合は、町がめざすまちづくりの方向性を十分理解し、周辺住民の意向に配慮するとともに周辺環境や景観などと調和した計画とするなど、健全な事業活動を行います。 ・ 事業活動を通じ、地域社会にその経営ノウハウや専門知識、技術などの提供を行うことで、町がめざすまちづくりの実現に貢献します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政は、都市計画マスタープランに基づき、町の都市計画に関する事業の決定や見直し、地域地区などの指定や都市基盤整備など、行政でなければできない取組を推進します。 ・ 町は都市計画を進めるにあたり、中心的な役割を果たすとともに、法制度上必要な町の区域を超える広域的・根幹的な都市計画については、国や大阪府、周辺市町及び関係機関との連携・調整に努めます。 ・ 住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供や意向把握、住民主体のまちづくり活動の支援、住民参加の仕組みづくりなどを進めます。

2 効率的かつ効果的な都市計画の推進

都市計画マスタープランは、都市計画の目標やその方針などを示すものであり、このマスタープランに基づいて個別計画の立案や事業、施策などが実施されることとなります。効率的かつ効果的な都市づくりの推進に向けて、次のような取組を進めます。

(1) 取組体制の充実

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを効率的・効果的に推進していくためには、都市計画、土木、建築、環境、地域コミュニティなど、さまざまな行政分野の総合的、一体的な取組が求められます。各行政分野を所管する部署間において、まちづくりに関する情報を共有し、連携を積極的に図るなど、庁内の分野横断的な体制づくりに努めるとともに、本マスタープランに位置付けられた事業、施策を効率的かつ効果的に推進します。

(2) 個別計画の策定、見直し

都市計画マスタープランによるまちづくりを推進するため、関連計画の見直しを進めるとともに、必要に応じて新たな計画を策定します。

(3) 財政基盤の確立

各種事業などの実施にあたっては、自主財源の確保や各種補助事業制度を積極的に活用するほか、既存事業の見直し、財源の効率的配分などにより健全な財政運営に努めます。

(4) 広域的な連携・協力体制の強化

広域的な影響が想定される事業の実施にあたっては、国や大阪府、周辺市町及び関係機関と必要な事項について協議するなど、適切な連携のもとに施策の推進に努めます。

3 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランによる着実な都市計画行政を実現するには、計画の進行管理が重要です。都市計画マスタープランに基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを把握しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、施策や事業が進んでいく過程で、社会経済情勢の変化などにより、新たな課題が発生した場合や上位計画の見直しに伴う改訂の必要が生じた場合には、随時改定を行うなど、柔軟な運用を図ります。

